

「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター食事提供等業務委託」受託候補者特定に係る 実施要領

(趣旨)

第1条 「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター食事提供等業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については横浜市医療局病院経営本部委託等に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(プロポーザル参加条件)

第2条 プロポーザルに参加申込みできる者は、単独事業者とし、参加条件は以下のとおりとする。

- (1) 横浜市医療局病院経営本部契約規程第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 令和7・8年度横浜市の一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において種目「325：給食」に登録が認められている者であること。
- (3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市医療局病院経営本部指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (4) 病床数が300床以上の病院における患者給食業務の受託実績（過去5年以内）を有するものであること。
- (5) 一般財団法人医療関連サービス振興会における認定事業者業種「院内調理患者等給食」に認定されている者であること。

(実施の公表)

第3条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式の必要なものについては別に定める。

- (1) 受託に対する基本的な考え方
- (2) 食材及び必要資材の調達について
- (3) 献立管理体制について

- (4) 食材の検収・管理について
- (5) 仕込み業務及び調理業務について
- (6) 配膳等について
- (7) 衛生管理について
- (8) 従業員の配置及び教育体制について
- (9) ワークライフバランスについて
- (10) 非常時体制と対応

(評価について)

第5条 受託候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 受託に対する基本的な考え方
- (2) 食材及び必要資材の調達について
- (3) 献立管理体制について
- (4) 食材の検収・管理について
- (5) 仕込み業務及び調理業務について
- (6) 配膳等について
- (7) 衛生管理について
- (8) 従業員の配置及び教育体制について
- (9) ワークライフバランスについて
- (10) 非常時体制と対応

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 プロポーザルの評価にあたっては、評価委員会を別に設置し、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書及びヒアリングの評価
- (2) 評価の集計及び報告

2 委員会に委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 脳卒中・神経脊椎センター副病院長

副委員長 脳卒中・神経脊椎センター管理部長

委員 脳卒中・神経脊椎センター副看護部長

脳卒中・神経脊椎センター副リハビリテーション部長

脳卒中・神経脊椎センター管理部総務課長

脳卒中・神経脊椎センター管理部医事課担当係長

脳卒中・神経脊椎センター栄養部担当係長（管理栄養士）

横浜市立市民病院 栄養部担当係長（管理栄養士）

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果を横浜市医療局病院経営本部脳卒中・神経脊椎センター入札参加資格審査・業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第7条 入札参加資格審査・業者選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和8年6月29日より施行する。